

改正

平成21年 3 月30日告示第71号
平成24年 5 月29日告示第103号
平成30年 3 月23日告示第65号
令和 3 年12月15日告示第187号
令和 8 年 3 月24日告示第80号

須坂市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービス・福祉の向上及び地域経済の健全な発展を図るため、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に定める市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の印刷物

イ 市の財産

ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の内容)

第3 広告の内容は、市の公共性、品位及び市民の信頼を損うおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公序良俗に反するおそれがあるもの

(2) 広告の内容が虚偽誇大なもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 社会的問題についての主義主張のあるもの

(5) 売名的行為に類するもの

(6) 人権を侵害するおそれのあるもの

(7) 宗教性のあるもの

(8) 青少年の健全育成に反するもの

(9) 人事募集、求資金等でその内容の明らかでないもの

(10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(11) 市の行為とまぎらわしい表現をしたもの

(12) 市の条例、規則その他法令等に違反するもの

(13) その他市長が適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告の基準は別に定めるものとする。

(広告の規格等)

第4 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管部局等の長が別に定める。

(広告募集方法等)

第5 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管部局等の長が別に定める。

2 広告の募集等は、広告代理店等（以下「広告業者」という。）を介して行うことができる。

(広告掲載の優先順位)

第6 あらかじめ広告掲載料を定めた広告募集の場合又は入札において2者以上の入札額が

同額となった場合の広告媒体への広告掲載の優先順位は、次によるものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

優先順位	種別
1	国、地方公共団体、公社、公益法人その他これらに類するもの
2	市内の学校法人又は各種市民団体
3	企業のうち公益性の高いもの
4	市内に事業所等を有するもの
5	上記のいずれにも該当しないもの

(広告掲載料)

第7 広告掲載の承諾を受けた広告主及び広告業者は、市長が指定する期日までに、市長の指定する方法で広告掲載料を納付しなければならない。

(広告内容の修正、掲載の取消し等)

第8 市長は、広告の内容がこの要綱に違反していると認めるときは、当該広告の内容修正を求めることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 前項の内容修正がなされなかったとき。
- (2) 広告媒体ごとに定める事項に違反していると認めるとき。
- (3) 広告主に起因する事件等が発生したとき。
- (4) その他市長が広告掲載に支障があると認めるとき。

3 広告内容の修正及び取消しにより、広告主及び広告業者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(広告業者及び広告主の責任等)

第9 市長は、広告主及び広告主の指示による者からの働きかけ等に応じて、いかなる便宜も図ってはならないものとする。

2 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告料等の還付)

第10 既に納付された広告料その他の料金は、還付しないものとする。ただし、市の責に帰すべき事由により広告掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(広告付き寄附の受入れ)

第11 市長は、広告主及び広告業者が作成する広告付き広告媒体の寄附（以下「広告付き寄附」という。）を受け入れることができる。

2 前項の広告媒体への広告掲載についても、この要綱及び市の定める広告掲載の基準を適用する。

(審査機関)

第12 広告媒体及び広告媒体に掲載する広告について審査するため、須坂市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は総務部長を、委員は総務部政策推進課長、総務部財政課長、社会共創部人権同和・男女共同参画課長、産業振興部産業政策課長、教育委員会子ども課長をもって充てる。

3 屋外広告に関する審査の場合は、前項に定める委員に、まちづくり推進部まちづくり課長を加えるものとする。

4 委員長は、前2項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課等の長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第13 審査会の会議は、広告内容、広告の掲載及び広告付き寄附の受入れに関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課等の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第14 審査会の庶務を行うため、総務部政策推進課に事務局を置く。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第71号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月29日告示第103号）

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第65号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月15日告示第187号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月24日告示第80号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。